

庄内町情報公開・個人情報保護審査会(令和5年1月26日開催)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) パブリックコメントの実施結果について
 - (3) 庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について
 - (4) 庄内町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）について
 - (5) 答申書（案）について
 - (6) その他
- 4 その他
- 5 閉会

【会議の結果】

- (1) 会議録署名委員の指名について
 - ・齋藤委員が指名された。
- (2) パブリックコメントの実施結果について
 - ・町ホームページ及び町広報でパブリックコメント実施について周知を行い、12月中旬～1月中旬にかけて実施。その結果、意見は提出されなかったことを確認した。
- (3) 庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について
 - ・個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体の条例で規定することが認められている事項について規定するため、庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定予定であり、その内容について確認した。
- (4) 庄内町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）について
 - ・これまで庄内町情報公開条例中に設置規定の置かれていた庄内町情報公開・個人情報保護審査会について、役割の明確化を図るため、庄内町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定予定であり、その内容について確認した。
- (5) 答申書（案）について
 - ・答申書の内容について協議し、別紙のとおり作成することとした。
- (6) その他
 - ・近日中に会長が町長に答申書を手渡すこととした。

令和5年1月27日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 吉 田 勝 紀

答 申 書

令和4年11月30日付け諮問第2号で諮問のあった件について、令和4年11月30日及び令和5年1月26日に開催した庄内町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）において協議した結果に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 諮問のあった事項

- (1) 庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の設定について
- (2) 庄内町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）の設定について
- (3) 庄内町情報公開条例の一部を改正する条例（案）の設定について
- (4) 庄内町個人情報の保護に関する法律施行細則（案）の設定について

2 答申内容

諮問のあった事項については内容を審査会にて協議した結果、適当であると認めます。
なお、次のとおり意見を付します。

- (1) 改正後の個人情報保護制度の実施状況の公表にあたっては、用語の解説を付けるなど、町民が理解しやすいよう必要な配慮を行うこと。
- (2) 情報公開制度における公開請求等及び個人情報保護制度における開示請求等に対する決定期間が延長されることになるが、可能な限り早期の決定に努めること。
- (3) 庄内町議会において新規に設定する条例等の関係例規については、個人情報の保護及び情報公開の実施の基準が町と同程度となるよう内容について整合を図ること。
- (4) 改正後の情報公開制度及び新たな個人情報保護制度においても適正な運用が図られるよう引き続き周知を行うこと。